

令和元年度明石市立中学校部活動指導員募集要項

2019年（令和元年）5月23日

明石市教育委員会

明石市教育委員会では、明石市立中学校で教員に替わって運動部活動の主顧問となり、指導や試合引率、部活動の運営等を行う部活動指導員（非常勤職員）を下記のとおり募集します。

1 職務内容

- ① 実技指導（運動部活動の主顧問・公式戦での監督）
- ② 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ③ 学校外での活動の引率（単独引率可）
- ④ 用具・施設の点検・管理
- ⑤ 部活動の管理運営（会計管理）
- ⑥ 顧問会議への出席
- ⑦ 保護者等への連絡
- ⑧ 年間・月間指導計画の作成
- ⑨ 生徒指導に係る対応
- ⑩ 事故が発生した場合の対応
- ⑪ 副顧問との役割分担の明確化
- ⑫ 市教育委員会及び学校が行う研修会への参加

2 任用条件

- ① 部活動指導員は、地方公務員法第16条の規定に準じ、当該各号の規定に該当しない者。
- ② 部活動指導員は、下記の要件を満たす者。
 - ・当該校における、部活動の指導方針に沿った指導と管理運営を行うことができる者
 - ・学校での運動部活動の指導経験がある者もしくは日本スポーツ協会の公認資格を有する者
 - ・運動部活動の教育的意義を理解し、安全管理に配慮した実技指導ができる者
 - ・国公立諸学校の教職員以外の者（時間講師は可）
 - ・顧問会議に出席して生徒の学校生活や部活動生活について情報共有できる者

3 勤務条件等

- (1) 配置校 明石市内の市立中学校
- (2) 勤務時間 年間52週、週当たり5日程度とし、校長が指定することとします。
平日は1日2時間程度、週休日等は1日3時間程度とします。
- (3) 報酬 1時間あたり3,200円（交通費は規定により別途支給します）
- (4) 任用期間 採用後、令和2年3月31日まで ※1年ごとの任用になります。

4 募集する部活動

運動部（ソフトテニス、卓球、バレーボール）

5 応募方法

明石市教育委員会学校教育課へ直接持参または郵送にて提出してください。

(1) あて先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市教育委員会事務局 学校教育課 保健体育係

(2) 受付期間

令和元年5月23日（木）から令和2年1月31日（金）まで

(3) 申込方法

封筒の表側に「部活動指導員申込」と朱書きし、「(4) 提出書類」を同封の上、直接持参及び郵送（簡易書留）にて提出してください。

(4) 提出書類

① 明石市中学校部活動指導員申込用紙（様式1）

② 82円切手を貼付した返信用封筒1通 [長形3号封筒（12cm×23.5cm）に、郵便番号、住所（マンション名、〇〇方等詳しく記入）、名前を明記したもの]

6 選考

書類審査及び面接審査

受付期間中に、応募された書類審査及び面接審査を実施します。面接審査の日時については、個別に連絡させていただきます。

7 選考結果の通知

選考の結果通知書を郵送します。電話での合否照会には応じません。

8 採用

(1) 名簿登載について

- ・選考基準に達したと判断された者を合格者とし、「明石市部活動指導員候補者名簿」に登載させていただきます。欠員が出た場合、年度途中の採用もあります。
- ・名簿登載の有効期間は、合格通知日から令和2年3月31日までとします。
- ・名簿登載されても必ず採用されるとは限りません。

(2) 配置校の決定について

- ① 部活動指導員候補者名簿登載者の中から、当該競技の経験及び指導経験、学校の希望等を考慮して、配置を希望する中学校の校長から連絡が入ります。
- ② 中学校と日程調整を行い、学校関係者（校長、教頭、顧問等）と面接を行い勤務条件、活動条件等の確認をします。
- ③ 両者が勤務条件、活動条件等で合意した場合に、配置校の決定となります。
- ④ 教育委員会は、中学校の校長から推薦を受け、部活動指導員として委嘱します。

9 配置決定後の研修会

配置決定後、部活動指導員に対して、「中学校における運動部活動指導の手引き（5訂版）」を資料として研修会を実施しますので、必ずご参加ください。研修の日時については、個別に連絡させていただきます。

10 その他

(1) 明石市部活動指導員を辞退する場合

以下の書類を直ちに明石市教育委員会学校教育課に提出してください。

- ① 応募書類提出後に辞退する場合・・・「明石市部活動指導員申込辞退届」（様式2）
- ② 名簿登載後に辞退する場合・・・「明石市部活動指導員登録及び採用辞退届」（様式3）

(2) 応募書類の内容不備・返却について

応募書類の内容に不備があるものは受け付けません。また、「明石市中学校部活動指導員申込用紙」は返却しませんのでご了解願います。なお、応募書類等により取得した個人情報につきましては、選考実施以外の目的には使用しません。また、明石市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

(3) 会計年度任用職員への移行について

明石市中学校部活動指導員「非常勤職員」は、平成29年5月17日公布の地方公務員法等の一部改正の法律により、令和2年4月1日から「会計年度任用職員」に移行します。「会計年度任用職員」は法制度上、毎年度、新たに任用することとなりますので、今回の募集における任期の最長は令和2年3月31日となります。なお、「会計年度任用職員」への採用選考は、令和元年度中に改めて実施する予定です。